

# おくやみ手続のご案内

---ご遺族の皆様へ---

このたびのご不幸、心よりおくやみ申しあげます。

死亡届は、一般的に、葬儀社が代行して届出をします。死亡届出後、戸籍、住民票の反映には5日程かかりますので、「おくやみ手続窓口」へは、できれば**5日程経ってからお越し下さい。**予約の方を優先でご案内しています。

(R7.12.29)

## ご用意いただくもの

**ご遺族（相続人代表者・喪主）のもの** ※相続人代表者と喪主が異なる場合は、それの方のものをご用意ください。

**本人確認書類**（窓口に来られる方のもの）

- 写真付きのものは1点 … マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など
- 写真付でないものは2点 … 各種健康保険の資格確認書、介護保険被保険者証、社員証、学生証など

**火葬許可証、預金通帳**

**認印**（スタンプ印は不可）

**亡くなられた方のもの** ※該当するもののうち、保管してあるもののみお持ちください。

**印鑑登録証、市民カード、住民基本台帳カード**

**マイナンバーの分かるもの**（マイナンバーカード、通知カードなど）

**国民年金手帳、基礎年金番号通知書、国民年金証書のうち1点**

**国民健康保険資格確認書又は国民健康保険被保険者証、高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証**（亡くなった方が世帯主の場合、加入している世帯員全員のものが必要）

**後期高齢者医療資格確認書又は後期高齢者医療被保険者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証**

**介護保険被保険者証、負担割合証、各種減免認定証**

**身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証**

**障害者医療証、後期高齢障害者受給資格者証**

**子ども医療証、ひとり親家庭等医療証**

**タクシー助成券**

**ナンバープレート**（原動機付自転車又は小型特殊自動車を廃車する場合）

**被爆者健康手帳の写し、その他高松市から交付されている証書類**

## その他 該当する場合に必要なもの

**遺言書**（検認済みのもの）… 相続人代表者が、法定相続人でなく遺言書によって相続人となった場合

**火葬許可証、会葬礼状、葬儀の領収書いずれか**… 葬祭費を請求する場合（申請者の記載があるもの）

**委任状**… 戸籍、住民票、税に関する証明書の請求等を代理人が行う場合

## 受付窓口

**本庁舎 ◆高松市役所「おくやみ手続窓口」（予約優先）**

- 場 所：高松市役所 1階 市民課
- 予約受付：平日 8:30～17:00（祝日・年末年始を除く。）ただし、手続の最終受付時間は 16:00
- 電話：087-839-2323（予約・お問合せ）

**出先機関 ◆総合センター（牟礼、山田、仏生山、香川、勝賀、国分寺）◆支所（塩江、庵治、香南）**

**◆市民サービスセンター（瓦町駅ビル8F I KODE 瓦町）◆出張所（市内19か所）**

※出先機関については、取扱できない手続や取次となる場合があります。（次ページ以降参照）

## 【ご注意】

- 直接、各受付窓口（次ページ以降参照）で手続することもできます。
- 手続内容によっては、担当の受付窓口を案内する場合があります。
- 制度の内容や手続後のお問合せ等は、各受付窓口へお願いします。
- 高松市役所「おくやみ手続窓口」と市民サービスセンターの駐車場料金は有料です。

## 【市役所での主な手続】

市民SC:市民サービスセンター

項目	内容	受付窓口 (市外局番: 087)	
		本庁舎	出先機関
<b>■ 住民登録</b>			
<input type="checkbox"/> <b>世帯主変更</b>	世帯主が亡くなられ、15歳以上の世帯員が2人以上残された場合、手續が必要 期限: 14日以内 ※外国人世帯の受付は市民課のみ	市民課 1階 4番窓口 ☎ 839-2282	・総合センター ・支所 ・市民SC 【取次】
<input type="checkbox"/> <b>印鑑登録証、市民カード、住民基本台帳カードの返納</b>	亡くなられた方がお持ちだった場合、返納手續が必要 期限: すみやかに	市民課 1階 5番窓口 ☎ 839-2282	・総合センター ・支所、出張所・市民SC ※ ※(印鑑登録証・市民カード返納のみ)
<b>■ 国民年金</b>			
<input type="checkbox"/> <b>遺族基礎年金の請求等</b>	遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金、未支給年金の請求手續が必要 期限: 死亡一時金 2年以内 期限: 遺族基礎年金・寡婦年金・未支給年金 5年以内	市民課 1階 6番窓口 ☎ 839-2322	・総合センター ・支所
<b>■ 国民健康保険</b>			
<input type="checkbox"/> <b>①葬祭費の支給申請</b>	申請手續が必要 期限: 葬祭を行った日の翌日から2年以内	国保・高齢者医療課 1階 ①② 7番窓口 ③ 8番窓口 ④⑤ 10番窓口 ☎ 839-2311	・総合センター ・支所
<input type="checkbox"/> <b>②高額療養費等の申請</b>	対象者は申請手續が必要 期限: 2年以内		・出張所【取次】
<input type="checkbox"/> <b>③保険料の納付・還付</b>	詳細は、対象者へ後日郵送で通知 期限: 還付の時効2年		(④の資格確認書又は被保険者証、高齢受給者証を除く)
<input type="checkbox"/> <b>④資格確認書等の返納</b>	資格確認書又は被保険者証、高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証の返納手續が必要 期限: 14日以内		・市民SC【取次】 (③を除く)
<input type="checkbox"/> <b>⑤世帯主変更</b>	亡くなられた方が世帯主の場合、手續が必要 ※同一世帯員以外の代理人が手續をする場合、委任状が必要 期限: 14日以内		【すべて取次】 ・総合センター ・支所・市民SC
<b>■ 後期高齢者医療</b>			
<input type="checkbox"/> <b>①葬祭費の支給申請</b>	申請が必要 期限: 葬祭を行った日の翌日から2年以内	国保・高齢者医療課 1階 ①②③⑤ 9番窓口 ☎ 839-2315  ④ 8番窓口 ☎ 839-2311	【すべて取次】 ・総合センター
<input type="checkbox"/> <b>②高額療養費等の申請</b>	対象者は申請手續が必要 期限: 2年以内		・支所
<input type="checkbox"/> <b>③後期高齢者医療 資格確認書等の返納</b>	資格確認書又は被保険者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証の返納手續が必要 期限: すみやかに		・出張所 ・市民SC (④を除く)
<input type="checkbox"/> <b>④保険料の納付・還付</b>	詳細は、対象者へ後日郵送で通知 期限: 還付の時効2年		
<input type="checkbox"/> <b>⑤送付先変更申請</b>	保険料に関する通知書の送付先を変更する必要がある場合、手續が必要 期限: すみやかに		—
<b>■ 介護保険</b>			
<input type="checkbox"/> <b>介護保険被保険者証等の返納</b>	被保険者証、負担割合証、各種減免認定証の返納手續が必要 期限: すみやかに	介護保険課 1階 27、28番窓口 ☎ 839-2326	【すべて取次】 ・総合センター
<input type="checkbox"/> <b>高額介護（介護予防）サービス費、高額介護予防サービス相当費支給申請</b>	対象者は、申請・受取先口座の変更手續が必要 期限: 2年以内		・支所 ・出張所 ・市民SC
<input type="checkbox"/> <b>保険料の納付・還付</b>	詳細は、対象者へ後日郵送で通知 期限: 還付の時効2年		【還付は取次のみ】 ・総合センター・支所
<input type="checkbox"/> <b>送付先変更申請</b>	送付先を変更する必要がある場合、手續が必要 期限: すみやかに		
<input type="checkbox"/> <b>認定申請取下書の届出</b>	介護保険サービス不要の場合、手續が必要 期限: すみやかに		—
<b>■ 障がい・高齢者</b>			
<input type="checkbox"/> <b>障害者手帳等の返納</b>	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の返納手續が必要 期限: すみやかに	障がい福祉課 2階 23番窓口 ☎ 839-2333	・総合センター ・支所
<input type="checkbox"/> <b>自立支援医療受給者証の返納</b>	返納手續が必要 期限: すみやかに		
<input type="checkbox"/> <b>障害者医療証、後期高齢障害者受給資格者証の返納等</b>	医療証、資格者証の返納、未申請の償還払いがある場合、手續が必要 ※後期高齢受給者は、口座変更手續が必要 期限: すみやかに	障がい福祉課 2階 23番窓口 ☎ 839-2333 ※長寿福祉課の担当の場合はあります。	・総合センター ・支所 ・出張所【取次】※ ※後期高齢受給者の口座変更手續を除く

項目	内容	受付窓口(市外局番:087)	
		本庁舎	出先機関
□ 特別障害者手当等	特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当を受給していた場合、手続が必要 期限:すみやかに	障がい福祉課 2階 23番窓口 ☎ 839-2333 ※長寿福祉課の担当の場合もあります。	—
□ 障害児福祉金	障害児福祉金、在宅介護見舞金のサービスを受けていた、又は香川県心身障害者扶養共済制度の積立をしていた場合、手續が必要	・総合センター ・支所	
□ 在宅障害者介護見舞金 ※	期限:すみやかに		
□ 香川県心身障害者扶養共済制度の積立			—
□ タクシー助成券の返還	タクシー助成、緊急通報装置の対象者だった場合、返還手續が必要 期限:すみやかに	・障がい福祉課 2階 23番窓口 ☎ 839-2333 ・長寿福祉課 2階 22番窓口 ☎ 839-2346	—
□ 緊急通報装置の返還			
□ 紙おむつの給付中止	紙おむつ給付のサービスを受けていた場合、手續が必要 期限:すみやかに	・総合センター ・支所	
□ 障害福祉サービス受給者証、地域生活支援事業利用者証、通所受給者証の返還	受給者証等をお持ちの場合、返還手續が必要 期限:すみやかに	障がい福祉課 2階 23番窓口 ☎ 839-2333	・総合センター

■ 子ども				
□ 子ども医療証、ひとり親家庭等医療証の返納等	医療証の返納、未申請の償還払いがある場合、手續が必要 期限:すみやかに		・総合センター ・支所【取次】 ・出張所【取次】 ・市民SC【取次】	
□ 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当	亡くなられた方が手当の受給者がであった場合、未支払手当請求、受給者変更の手續が必要 期限:児童手当 15日以内 期限:児童扶養手当・特別児童扶養手当 すみやかに	こども家庭課 6階 26番窓口 ☎ 839-2353	・総合センター	
□ ひとり親家庭等への支援制度	ひとり親家庭への支援制度について、専門相談員に相談できます。※詳細は「たかまつひとり親家庭サポートブック」をご覧ください。(HPでも閲覧可能)			—
□ 保育施設等の入所等	・保育所、認定こども園等の入所相談 ・世帯状況が変更になる場合、手續が必要	こども保育教育課 6階 25番窓口 ☎ 839-2358	—	
□ 妊婦のための支援給付	流産・死産で対象になる場合、手續が必要。 期限:すみやかに	市民相談コーナー 1階 ☎ 839-2105	・健康づくり推進課 (保健センター内:高松市桜町) ☎ 839-2363 ・各保健ステーション (総合センター内)	

■ 市税(個人市・県民税、固定資産税、軽自動車税)				
□ 納付方法の確認	課税されていた場合、納付に関する確認が必要 口座振替納付の場合、口座変更等の手續が必要 期限:すみやかに	納稅課 2階 17番窓口 ☎ 839-2222	・総合センター ・支所 ・連絡事務所 ・出張所【取次】	
□ 送付先の指定	課税されていた場合、納稅通知書の送付先指定が必要 期限:すみやかに	市民税課	—	
□ 原動機付自転車、小型特殊自動車の廃車・名義変更	125cc以下のバイクや農耕作業車等の廃車又は名義変更の手續が必要 期限:すみやかに ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税	2階 14番窓口 ☎ 839-2233	・総合センター ・支所	
□ 土地・家屋の現所有者申告	亡くなられた方が土地・家屋を所有し、すみやかに法務局で相続手續が完了できない場合、手續が必要 期限:3か月以内		・総合センター ・支所【取次】 ・出張所【取次】	
□ 土地・家屋の共有代表者の変更	亡くなられた方が共有名義の土地・家屋を所有し、死亡した年の12月末までに法務局で相続手續が完了できない場合、手續が必要 期限:すみやかに	資産税課 2階 19番窓口 ☎ 839-2244		
□ 未登記家屋の名義変更	亡くなられた方が未登記家屋を所有していた場合、手續が必要 期限:すみやかに			—

項目	内容	受付窓口(市外局番:087) 本庁舎	出先機関
<b>■ その他</b>			
<input type="checkbox"/> <b>市営墓地</b>	墓地使用権の承継(使用者変更)手続が必要 期限: すみやかに	市民やすらぎ課 11階 <b>☎ 839-2273</b>	・総合センター ・支所【取次】
<input type="checkbox"/> <b>市営住宅</b>	名義人変更や世帯員の異動、明渡しの手続が必要 期限: すみやかに	市営住宅管理センター 7階 市営住宅課 7階 <b>☎ 802-3660</b> <b>☎ 839-2541</b>	
<input type="checkbox"/> <b>飼い犬</b>	所有者の変更手続が必要 期限: すみやかに	生活衛生課 (保健所内: 高松市桜町) <b>☎ 839-2865</b>	・総合センター
<input type="checkbox"/> <b>家庭ごみ</b>	家庭ごみの相談	環境指導課適正処理対策室(環境業務センター内: 高松市木太町) <b>☎ 839-2370</b>	
<input type="checkbox"/> <b>森林</b>	森林を相続により権利取得した場合、届出が必要 期限: 所有者となった日から 90 日以内	農林水産課 5階 西 <b>☎ 839-2422</b>	
<input type="checkbox"/> <b>農地</b>	農地を相続により権利取得した場合、届出が必要 期限: すみやかに	農業委員会事務局農政課 12階 東 <b>☎ 839-2662</b>	
<input type="checkbox"/> <b>被爆者弔慰金</b>	高松市に 1 年以上居住していた被爆者の葬祭を行った場合、手続が必要 期限: 被爆者死亡後 2 年以内	地域共生社会推進課 6階 24 番窓口 <b>☎ 839-2372</b>	
<input type="checkbox"/> パートナーシップ(・ファミリーナップ)宣誓証明書の返還	証明書の返還手續が必要。(発行済証明書全ての返還が必要) 期限: すみやかに	人権・男女共同参画推進課 7階 <b>☎ 839-2292</b>	
<input type="checkbox"/> <b>浄化槽</b>	亡くなられた方が管理者の場合、変更手続が必要	下水道業務課(防災合同庁舎 2 階) <b>☎ 839-2720</b>	

**【市役所以外での主な手続】** ※詳細は、お問合せ先で確認してください。

項目	内容	お問合せ先(市外局番:087)
<input type="checkbox"/> <b>厚生年金</b>	未支給年金、遺族厚生年金の請求等	・ねんきんダイヤル <b>☎ 0570-05-1165</b> ・高松西年金事務所 <b>☎ 822-2840</b> ・高松東年金事務所 <b>☎ 861-3866</b>
<input type="checkbox"/> <b>市議会議員共済会の退職年金及び遺族年金</b>	支給の停止等	・市議会議員共済会(受付) 高松市議会事務局 <b>☎ 839-2808</b>
<input type="checkbox"/> <b>健康保険(国保、後期高齢以外)</b>	資格確認書の返納等	亡くなられた方の勤務先
<input type="checkbox"/> <b>運転免許証</b>	返納	・香川県運転免許センター <b>☎ 881-0645</b> ・最寄りの警察署
<input type="checkbox"/> <b>パスポート</b>	返納	香川県パスポートセンター <b>☎ 825-5111</b>
<input type="checkbox"/> <b>国税</b>	相続税、所得税、消費税申告	高松税務署 <b>☎ 861-4121</b> (自動音声)
<input type="checkbox"/> <b>不動産登記関係</b>	土地、家屋等移転登記	高松法務局 <b>☎ 821-6191</b>
<input type="checkbox"/> <b>遺言書、相続放棄</b>	検認、開封等	高松家庭裁判所 <b>☎ 851-1942</b>
<input type="checkbox"/> <b>普通自動車</b>	廃車、名義変更 自動車税関係手続	・四国運輸局香川運輸支局 <b>☎ 050-5540-2075</b> ・香川県県税事務所自動車税課 <b>☎ 806-0314</b>
<input type="checkbox"/> <b>軽自動車</b>	廃車、名義変更	軽自動車検査協会香川主管事務所 <b>☎ 050-3816-3122</b>
<input type="checkbox"/> <b>二輪車(126cc~)</b>	廃車、名義変更	四国運輸局香川運輸支局 <b>☎ 050-5540-2075</b>
<input type="checkbox"/> <b>難病患者</b>	特定医療費(指定難病)受給者証の返納等	香川県健康福祉総務課 <b>☎ 832-3272</b>
<input type="checkbox"/> <b>被爆者健康手帳</b>	返納	香川県健康福祉総務課 <b>☎ 832-3260</b>
<input type="checkbox"/> <b>県営住宅</b>	名義人変更等	香川県住宅課 <b>☎ 832-3587</b>
<input type="checkbox"/> <b>国債(戦没者弔慰金)</b>	記名変更、償還金受領	償還金支払い場所又は証券保管証書に記載の郵便局
<input type="checkbox"/> <b>NHK受信料</b>	名義変更、解約	<b>☎ 0120-151515</b> (フリーダイヤル)
<input type="checkbox"/> <b>預貯金口座等</b>	口座凍結の解除等	各金融機関
<input type="checkbox"/> <b>生命保険等</b>	死亡保険金、入院給付金等の請求	各契約会社
<input type="checkbox"/> <b>クレジットカード、電気、ガス、インターネット、ケーブルテレビ、携帯電話、固定電話</b>	解約、名義変更、契約承継(携帯電話、固定電話)	各契約会社
<input type="checkbox"/> <b>水道</b>	名義変更、中止の手続 (お電話で手続ができます。)	香川県広域水道企業団 高松ブロック統括センター お客様センター(市役所西 防災合同庁舎1階) <b>☎ 839-2731</b>

